

観光シティプロモーション推進事業

支援業務仕様書

令和3年7月

## 令和3年度 観光シティプロモーション推進事業支援業務仕様書

### 1 業務名

観光シティプロモーション推進事業支援業務

### 2 事業趣旨

本市における滞在型観光のまちづくりを実現し、長期的な交流人口の増加や経済の安定を図るため、国内外の観光客をターゲットに、まちの魅力をPRすることで知名度の向上及び観光誘客を図る。

### 3 これまでの取り組み

(1) 本市では平成28年度に観光シティプロモーション戦略を策定し、「からだにいいこといいとこ 津山たび」をコアコンセプトに、2020年の東京オリンピックに向けて、平成28年、29年は初動期として認知度の向上、平成30年以降は本格誘客期として国内外からの誘客を図り、滞在型観光の創出を目指している。

(2) 平成29年3月から本市のイメージの一つである「ホルモン」をキーワードに市内の観光資源と掛け合わせ「幸せホルモンあふれる旅。津山市」として認知度向上に取り組んできた。

京阪神地域のJR駅・ショッピングモールのデジタルサイネージやポスターの掲示、人気ユーチューバーとのコラボレーション、Webでの記事広告などのメディアを活用してきた。

(3) 平成30年度及び31年（令和元年）度は、近年岡山県への来客数が増加している台湾及び旅行意欲の高い国内のF1層をターゲットに、本市の歴史・文化・食をテーマとし、且つ、「一流」「ほんもの」のイメージのプロモーションを行ってきた。

また、台湾での旅行博、ツーリズムEXPO ジャパンといった大型観光イベントでのプロモーション及び台湾で人気の雑誌並びにWebサイトを中心とした各種メディアを活用し、「津山さくらまつり」「津山まつり」「もみじまつり」といった本市の観光イベントを中心に誘客を図ってきた。

一方、滞在型観光取り組みの一環として、体験プログラムを造成し体験を通して本市の魅力を発信している。

(4) 令和2年度については、新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大により、台湾を含め海外に向けたプロモーションは行わず、日本航空株式会社とタイアップした国内誘客促進及び情報発信を行った。

### 4 これまでの事業内容(参考)

□平成28年

#### ①クリエイティブ

「幸せホルモンあふれる旅。津山市」の製作

#### ②メディア

・JR西日本駅構内におけるデジタルサイネージ及びポスター広告

〔JR 大阪駅、JR 岡山駅、JR 倉敷駅及び JR 福山駅〕

- ・ 県南ショッピングモールでのデジタルサイネージ  
〔イオンモール岡山及びアリオ倉敷〕
- ・ 雑誌裏面への広告掲載〔関西 Walker 裏表紙〕

□平成 29 年度

①クリエイティブ

「幸せホルモンあふれる旅。津山市」の活用

②メディア

- ・ 人気ユーチューバー 木下ゆうか氏による動画配信  
〔Youtube 再生回数 60 万回以上〕
- ・ Web 情報サイトへの特集記事の配信  
〔ラーチャーゴー！日本：PV5, 238 回（3/2-5/2）〕  
〔デイリーポータルZ：PV17, 538 回（2/8-2/27）〕

□平成 30 年度

①クリエイティブ

台湾向け「出発吧！津山 Go！Tsuyama」の製作  
国内向け「暮らすように旅する、津山」の製作

②メディア

- ・ 台湾情報誌「秋刀魚」小冊子発行  
〔約 50, 000 部発行〕
- ・ Web 情報サイトへの特集記事の配信  
〔HereNow 台湾版：PV18, 084 回（1/8-3/15）〕  
〔HereNow 日本版：PV15, 853 回（1/8-3/15）〕  
〔秋刀魚 Web 版：PV14, 514 回（1/15-3/15）〕

□令和元年度

①クリエイティブ

プロモーション動画の製作  
台湾向け「來春天的津山進行一場治愈的女子之旅」  
国内向け「春の津山で癒しの女子旅」（長編及び短編）

②メディア

- ・ 上記動画の Youtube インストリーム広告配信  
〔台湾向け動画：PV79, 194 回（2/1-3/28）〕  
〔国内向け短編動画：PV17, 956 回（2/1-3/28）〕  
〔国内向け長編動画：PV51, 888 回（2/1-3/28）〕
- ・ インフルエンサーによる情報発信  
公式 Youtube チャンネルでの動画配信  
〔PV526 回（2/6-3/28）〕  
Facebook への記事投稿  
〔投稿回数：5 回、いいね！：10, 172 人（10/13-3/28）〕  
Instagram への記事投稿

〔投稿回数：10回、いいね！：25,497人（10/12-3/28）〕

・「秋刀魚」小冊子の増刷

## 5 委託期間

契約締結日から令和4年3月21日（月）

## 6 委託金額

3,400千円以内（消費税及び地方消費税の税率为10%として計算した税込金額）

## 7 委託する業務内容

観光シティプロモーション戦略及び令和元年度の流れを引き継ぎつつ、さらなる観光誘客に結び付く具体的な取り組みを行う。

### (1) ターゲット層に向けたWEB広告記事の作成及び発信

#### ①内 容

メインターゲットを、インフルエンサーとしての役割が大きい台湾F1層（20～34歳女性）とし、WEB広告記事を掲載すること。

また、津山市の誘客のメインシーズンとなる春及び令和4年7月～9月に実施される「デスティネーションキャンペーン」を見据え、春～夏にかけての津山市の魅力を発信し、津山を訪れたいくなるような内容のものとすること。

なお、記事の掲載は必ずしも旅行情報サイトに限るものではなく、上記ターゲット層に訴求力の高いネットメディアを活用すること。

#### ②広告掲載期間

令和3年11月～令和4年3月のうち2ヶ月程度

※春～夏にかけての誘客促進のため、冬期に広告を掲載する。なお、必ずしも上記4ヶ月間全てにおいての掲載を求めるものではない。

プロポーザル時は、広告展開の時期、期間、メディア等について提案し、そのメディアの傾向（女性向け、旅行情報サイト等）、月間PV数やユーザー数などのメディア概要や本事業への選択理由、及び見積額（内訳を含む）等を示すこと。

### (2) 魅力発信に向けた小冊子の製作

#### ①製作イメージ

津山市の春及び夏の観光素材について、文字情報を極力抑え、写真をメインに魅力を伝えることができるようなものとする。また、津山市の「一流」「ほんもの感」をイメージできる”洗練された”内容のものとする。

なお、冊子に使用する画像については本市が所有しているものを活用して製作することも可とする。

#### ②言 語

台湾及び日本国内での配布を想定し、繁体字及び日本語に対応したものを作成する

こと。その際、必ずしも繁体字版と日本語版を分けて作成する必要はなく、一冊に繁体字と日本語を併記したのももよい。

プロポーザル時は、見積額（内訳を含む）を示し、予算内での発行見込み部数を示すこと。

(3) 「彰化扇形車庫」とのタイアップに向けた市場調査及び企画立案

①内 容

台湾・彰化市にある「彰化扇形車庫」と本市の観光資源である「津山まなびの鉄道館」とのタイアップに向け、台湾における鉄道遺産観光のニーズやターゲット層、効果的なプロモーション方法についての調査を行うとともに、ポスターの製作・掲出、両施設でのイベント実施、日本・台湾双方に向けたプロモーションなど、具体的かつ実現可能なタイアップ企画を立案すること。

なお、立案された企画は来年度以降に実施する際の参考として使用し、本委託事業では実施しない。

プロポーザル時は、調査及び企画立案に係る費用について見積額（内訳を含む）を示すこと。また、企画の実施に係る費用については本事業の委託金額には含めず、別立てで見積書を作成すること。

## 8 納品物・納期・納品場所

下記のものを津山市産業文化部観光振興課（津山市山北 520 番地）に納品すること。

(1) 事業実施に係る実績報告書

各種メディアでの広告掲示写真、期間等情報、アクセス状況等を記した報告書（2部提出）※データも納品のこと。

納期：令和4年3月21日（月）まで

(2) 小冊子

製作した小冊子及びWEB公開用のデータ

納期：令和4年2月28日（月）まで

(3) 市場調査結果及びタイアップ企画書

※データも納品のこと。

納期：令和4年3月21日（月）まで

## 9 その他、業務遂行上の留意点

(1) 本業務は、本仕様書に基づいて実施すること。ただし目的達成のため、予算の範囲内において、本仕様書以外の考えがあれば提案すること。

(2) 受託者は、業務の実施にあたって、関係法令及び条例を順守し、業務上知り得た個人情報等の秘密を他人に漏らしてはならない。

(3) 受託者は、本業務に十分な経験と知識を有する者を配置すること。

(4) 受託者は、業務の実施にあたって、逐次、観光振興課と打ち合わせを行い、協議録を作成の上、情報共有を行うこと。

(5) 受託者は、本委託業務を第三者に委託してはならない。ただし、やむを得ない事情がある場合には、委託者と協議のうえ、許可を受けること。

- (6) 企画提案書等の取り扱いについて
- ①市に提出された企画提案書等について、業務を受託した業者またはその著作者はその内容の全部または一部を市が無償で使用（複製、転記、転写又は修正）することに同意するものとする。
  - ②市に提出された企画提案書等の所有権は、市に無償で移転するものとする。
- (7) 成果物の著作権等について
- ①本事業の一切の成果物に関するすべての著作権（著作権法第27条及び第28条に定める権利を含む。）は、納品を行った時点で市に移転するものとする。
  - ②本事業の一切の成果物に関するすべての著作者人格権を行使しないものとする。受託者が著作者と異なる場合には著作者人格権を著作者に行使させないものとする。
- (8) 受託者は、本業務により得られた資料、情報等を本市の許可なく公表、貸与、使用、複製又は、漏洩してはならない。
- (9) 業務完了後、受託者の責任に帰すべき理由による不良個所が発見された場合、すみやかに必要な訂正、補足、その他必要な措置を行うものとし、これに係る経費は受託者の負担とする。
- (10) 業務に必要な資料及びデータ等で津山市が所有している提供可能なものは貸与するが、業務完了後、すみやかに返却すること。
- (11) 本仕様書に定めのない事項や本業務の実施にあたり疑義が生じた場合には、速やかに本市と協議の上、適切に実施すること。